

防府市上下水道局安全衛生委員会設置要綱

昭和54年9月14日制定

(設置)

第1条 防府市上下水道局に勤務する職員の職場及び職員の安全及び衛生を確保するために労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) その他安全及び衛生に関することで委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会の組織は、次の者をもって構成する。

- (1) 委員長
 - (2) 委員8人
- 2 委員長は、局次長をもって充てる。
- 3 委員は、次の者をもって構成する。
- (1) 安全管理者
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 安全運転管理者
 - (4) 産業医
 - (5) 労働組合が上下水道局職員のうちから推薦する者4人
- 4 前項第5号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、原則として毎月1回開くものとする。

- 3 委員長は、会務を掌理し委員会を代表する。
- 4 委員会は、法第17条第1項各号及び第18条第1項各号に規定する事項を調査審議し、防府市上下水道事業管理者に意見を具申する。
- 5 委員会の調査審議事項は、記録を作成し、これを3年間保存する。

(作業部会)

第5条 委員会は、専門の事項を調査審議するため、必要に応じて作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、委員長が指名する者とする。
- 4 部会員は、部会長が選任し、委員会が承認する。
- 5 部会長は、必要に応じて委員等を部会に招集することができる。
- 6 部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の調査審議の結果を委員長に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、防府市上下水道局総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和54年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。